

実績報告書作成要領（案）

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の
第 3 期中期目標期間の教育研究の状況についての評価

（2022 年度実施：中期目標期間終了時評価）

2021 年〇月

独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構

はじめに

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、中期目標期間における業務の実績について、文部科学省の国立大学法人評価委員会（以下「法人評価委員会」という。）の評価を受けることになっています。（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 31 条の 2 第 1 項）

法人評価委員会は、この評価を行うに当たり、国立大学法人等の中期目標の期間における業務の実績のうち、教育研究の状況についての評価（以下「教育研究評価」という。）の実施を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）に対して要請し、その評価結果を尊重することとされています。（同法第 31 条の 3 第 1 項）

機構は、法人評価委員会からの第 3 期中期目標期間の教育研究評価の実施の要請（平成 27 年（2015 年）5 月 27 日付け）を踏まえ、2020 年度に同法第 31 条の 2 第 1 項第 2 号に定める評価（以下「4 年目終了時評価」という。）、2022 年度に同法第 31 条の 2 第 1 項第 3 号に定める評価（以下「中期目標期間終了時評価」という。）を実施し、その結果を法人評価委員会に提供するとともに、社会に公表します。（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成 15 年法律第 114 号）第 16 条第 2 項）

機構が行う教育研究評価は、教育研究の特性や国立大学法人等の運営の自主性・自律性に配慮しつつ、国立大学法人等の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するものです。評価に当たっては、透明性・公正性を確保し、国立大学法人等の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たします。

教育研究評価は、教育研究の質の向上と国立大学法人等の個性の伸長に向けた主体的な取組を支援・促進するためのものです。これを実効あるものとするためには、国立大学法人等が自ら厳正に自己評価を行うことが前提となります。国立大学法人等は、自己評価に基づいて、教育研究評価に係る実績報告書を作成し、法人評価委員会を通じて機構に提出することになります。

この作成要領は、機構が行う教育研究評価について、国立大学法人等が自己評価を経て作成する「教育研究評価に係る実績報告書」の作成方法を説明したものであり、評価の透明性を確保する観点から、機構のウェブサイト（<https://www.niad.ac.jp>）に掲載します。

国立大学法人等においては、本要領を基に適切かつ効果的な自己評価を実施し、実績報告書を作成してください。

【第 3 期中期目標期間の教育研究評価】

2020年度実施：4 年目終了時評価
(国立大学法人法第 31 条の 2 第 1 項第 2 号)

2022年度実施：中期目標期間終了時評価
(国立大学法人法第 31 条の 2 第 1 項第 3 号)

目次

はじめに	-----	i
目次	-----	ii
第1章 教育研究評価の基本方針	-----	1
I 中期目標期間評価と独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への要請事項	---	1
II 基本方針	-----	2
III 内容	-----	2
第2章 中期目標の達成状況報告書の作成方法	-----	3
1 法人の特徴の記載	-----	3
2 中期目標及び中期計画	-----	3
3 中期計画の分析・判定	-----	5
4 中期目標（小項目）の分析	-----	5
5 「改善を要する点」の改善状況の記述	-----	8
6 定量的な指標を含む中期計画の達成状況	-----	8
7 達成状況報告書の様式と記述に当たっての留意事項	-----	8
第3章 提出方法	-----	10
別紙1 第3期中期目標期間終了時評価のスケジュール	-----	11
別紙2 達成状況報告書の作成フロー	-----	12
別紙3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の法人番号一覧	-----	13

第1章 教育研究評価の基本方針

I 中期目標期間評価と独立行政法人大学改革支援・学位授与機構への要請事項

(1) 文部科学省国立大学法人評価委員会が実施する評価

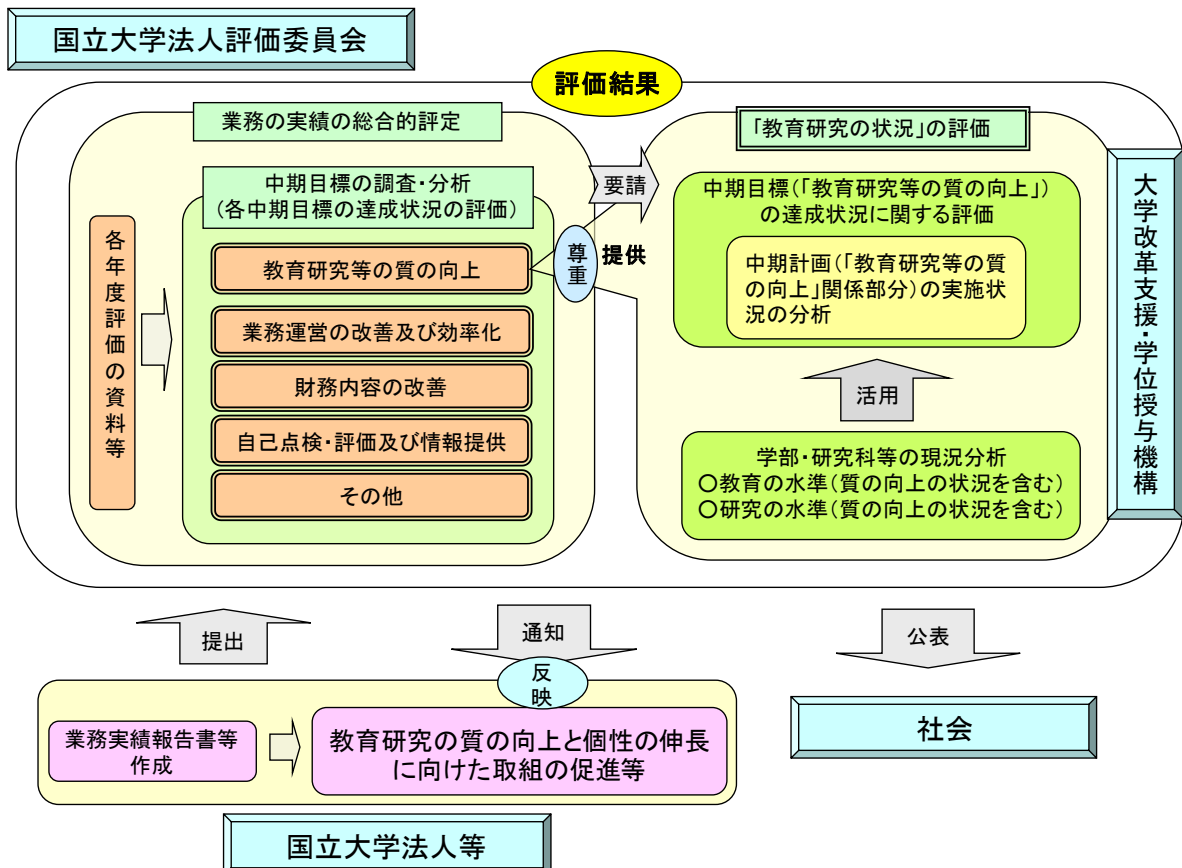
国立大学法人等は、国立大学法人法第31条の2第1項で定めるところにより、中期目標期間における業務の実績について、法人評価委員会の評価を受けることになっています。法人評価委員会は、当該中期目標期間における業務実績の全体について総合的な評定を行います。このうち、「教育研究の状況」については、機構に評価の実施を要請し、その評価結果を尊重することとされています。

(2) 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請事項

第3期中期目標期間の教育研究評価を行うに当たって、法人評価委員会から、平成27年（2015年）5月27日付けで機構に対して次の要請がなされています。

- ① 評価に当たっては、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」（平成27年（2015年）5月27日国立大学法人評価委員会決定）に基づき、実施すること。
- ② 評価方法等を定める際には、以下に掲げる点に留意すること。
 - ・ 第3期の教育研究の状況に係る評価は、平成28年度（2016年度）に実施する第2期の評価の状況を踏まえ、効率的・効果的に行えるよう評価方法を検討すること。
 - ・ 「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況の評価に当たっては、学部・研究科等の教育研究の質の向上の状況を含む水準の評価結果を十分に活用しつつ行うこと。
 - ・ 学部・研究科等の教育研究の質の向上の状況を含む水準の評価に当たっては、大学ポータルや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、法人の負担軽減に努めること。

第3期中期目標期間評価の全体像



II 基本方針

前記の要請を受けて、機構は以下の基本方針に基づいて教育研究評価を実施します。

(1) 教育研究の質の向上と個性の伸長に資する

中長期的展望に立った教育研究を促す見地から、その継続的な質の向上と国立大学法人等の個性の伸長に向けた主体的な取組を支援・促進する評価を行います。

(2) 評価の公正性・透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たす

国立大学法人等の教育研究の状況を適切に評価するため、国立大学法人等の教員及び国立大学法人等の教育研究活動に関し、卓越した見識を有する者で構成する評価者（国立大学教育研究評価委員会委員及び専門委員）によるピア・レビューを中心とした評価を行います。評価者に対しては、共通理解の下で評価が行えるよう、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を行うことにより、評価の公正性を確保します。

機構には、社会と国立大学法人等の双方に開かれた組織であることとともに、常により良い大学評価システムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められています。このため、評価方法、評価の実施体制等について公表します。また、評価結果を確定する前に、当該国立大学法人等からの意見の申立ての機会を設け、評価の透明性を確保します。

評価結果は公表し、社会に対する説明責任を果たします。さらに、機構が保有する評価に関する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等により提供します。

(3) 国立大学法人等の自己評価に基づく

教育研究評価は、教育研究の質の向上と国立大学法人等の個性の伸長に向けた主体的な取組を、支援・促進するためのものです。これを実効あるものとするためには、国立大学法人等が自ら厳正に自己評価を行うことが前提となります。

機構は、国立大学法人等が自己評価を経て作成する「教育研究評価に係る実績報告書」（以下「実績報告書」という。）を分析し、評価します。

中期目標期間終了時評価における「実績報告書」は、「中期目標の達成状況報告書」（以下「達成状況報告書」という。）を指します。達成状況報告書は、機構が公表する評価報告書と併せて公表されます。

III 内容

中期目標の達成状況の評価は、国立大学法人等ごとに当該国立大学法人等全体を対象にして、中期目標期間（2016年度から2021年度）における業務の実績の評価を行います。

その際、中期計画に掲げる取組が機能しているか、中期目標期間中に教育研究の質は向上したか、あるいは高い質が維持されているか、という点に配慮し、総合的に評価を行います。

なお、中期目標期間終了時評価においては、評価作業の効率化及び国立大学法人等の負担軽減の観点から、学部・研究科等の現況分析は実施しません。2020年度、2021年度に中期目標・中期計画の達成状況に影響を及ぼすような顕著な変化があった場合には、達成状況報告書に記載を求めることにより、学部・研究科等の実績を把握することとします。

第2章 中期目標の達成状況報告書の作成方法

1 法人の特徴の記載

国立大学法人等は、それぞれ学部・研究科等の構成が異なり、独自の歴史、立地条件や社会の要請等を踏まえた教育研究を展開しています。国立大学法人等に対する理解を深めるために、中期目標に記載している大学又は研究機構の基本的な目標を転記した上で、当該目標を補完する観点から、必要と考えられる法人の特徴や特色を記述してください。

「個性の伸長に向けた取組」については、法人の個性の伸長に向けた主体的な取組の内容を記述し、関連する中期計画番号を明記してください。

「戦略性が高く意欲的な目標・計画」については、法人評価委員会に認定されたユニットごとの概要を転記し、関連する中期計画番号を明記してください。

「4年目終了時評価から変更等のあった目標・計画」については、2020年度及び2021年度に変更又は新設された中期目標及び中期計画について、該当する中期計画番号を明記してください。

2 中期目標及び中期計画

中期目標とは、文部科学大臣が、6年間において国立大学法人等が達成すべき教育研究の質の向上等に関する目標を定めたものであり、中期計画とは、国立大学法人等が、中期目標を達成するためにとるべき措置等を定めたものです。

中期目標は、大多数の国立大学法人等では、次のような構成になっています。

[国立大学法人]

〈大学の基本的な目標〉

〈大学の教育研究等の質の向上に関する目標〉

(教育に関する目標)

- (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標
- (2) 教育の実施体制等に関する目標
- (3) 学生への支援に関する目標
- (4) 入学者選抜に関する目標

(研究に関する目標)

- (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標
- (2) 研究実施体制等に関する目標

(社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標)

(その他の目標)

- (1) グローバル化に関する目標

[大学共同利用機関法人]

〈研究機構の基本的な目標〉

〈研究機構の教育研究等の質の向上に関する目標〉

(研究に関する目標)

- (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標
- (2) 研究実施体制等の整備に関する目標

(共同利用・共同研究に関する目標)

- (1) 共同利用、共同研究の内容・水準に関する目標
- (2) 共同利用、共同研究の実施体制等に関する目標

(教育に関する目標)

- (1) 大学院等への教育協力に関する目標
- (2) 人材育成に関する目標

(社会との連携及び社会貢献に関する目標)

(その他の目標)

- (1) グローバル化に関する目標
- (2) 大学共同利用機関法人間の連携に関する目標

機構が行う中期目標の達成状況評価に当たっては、中期目標を以下の3階層（「大項目」、「中項目」、「小項目」）に区分します。

判定では、国立大学法人等が4年目終了時評価結果を変えうような顕著な変化があったと判断した中期計画について、2020年度及び2021年度の実施状況等の分析・判定を行い、その上で小項目ごとの達成状況の分析・判定を行います。また、小項目の判定結果を順次積み上げて最終的に大項目の判定結果を導き出します。

なお、4年目終了時評価においては、達成状況評価における中期目標の段階判定に現況分析結果を活用しました。具体的には、大項目「教育に関する目標」及び「研究に関する目標」において、それぞれの中項目判定の平均値に現況分析の「教育」又は「研究」の分析項目の判定結果を基に算出した値を加算・減算しました。

中期目標期間終了時評価においては、達成状況評価における中期目標の段階判定を行うに当たり、4年目終了時評価で実施した現況分析の判定結果を基に算出した同じ値を加算・減算します。

【国立大学法人】

中 期 目 標			中 期 計 画
大項目	中項目	小項目	
1. 教育に関する目標	(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標 (2)教育の実施体制等に関する目標 (3)学生への支援に関する目標 (4)入学者選抜に関する目標	各中項目の下に定められている個々の目標	各小項目に関連して定められている中期計画
2. 研究に関する目標	(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標 (2)研究実施体制等に関する目標	同上	同上
3. 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標		同上	同上
4. その他の目標	(1)グローバル化に関する目標	同上	同上

【大学共同利用機関法人】

中 期 目 標			中 期 計 画
大項目	中項目	小項目	
1. 研究に関する目標	(1)研究水準及び研究の成果等に関する目標 (2)研究実施体制等の整備に関する目標	各中項目の下に定められている個々の目標	各小項目に関連して定められている中期計画
2. 共同利用・共同研究に関する目標	(1)共同利用、共同研究の内容・水準に関する目標 (2)共同利用、共同研究の実施体制等に関する目標	同上	同上
3. 教育に関する目標	(1)大学院等への教育協力に関する目標 (2)人材育成に関する目標	同上	同上
4. 社会との連携及び社会貢献に関する目標		同上	同上
5. その他の目標	(1)グローバル化に関する目標 (2)大学共同利用機関法人間の連携に関する目標	同上	同上

3 中期計画の分析・判定

(1) 中期計画ごとの実施状況の分析・判定

国立大学法人等は、当該国立大学法人等の特徴及び個性の伸長に向けた取組等を踏まえ、4年目終了時評価の達成状況報告書に記述した「2020、2021年度の実施予定」に対し、4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した場合のみ、当該計画の具体的な「実施状況」を「2020、2021年度における実績」欄に記述してください。

※ 「2020、2021年度の実施予定」のとおり計画を実施した場合は、4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化には該当しないものと考えられます。

また、以下の区分により、中期計画ごとの実施状況の判定（3段階）を行い、その判定結果を選択してください。その際、4年目終了時の判定結果も併せて選択してください。

中期計画の段階判定の区分表

判定を示す記述	判断する考え方	判断の基準
中期計画を実施し、優れた実績を上げている （【3】判定）	取組や活動、成果の内容からみて、中期計画を実施し、かつ、優れた実績を上げていると判断される場合	○次の2つの条件を満たす場合 1. 中期計画を達成している 2. 中期目標の小項目に照らして、優れた実績を上げている
中期計画を実施している （【2】判定）	取組や活動、成果の内容からみて、中期計画を実施していると判断される場合	○中期計画を達成している
中期計画を十分に実施していない （【1】判定）	取組や活動、成果の内容からみて、中期計画を十分に実施していない、又は、中期計画を実施しているか判断できない場合	○次のいずれかに該当する場合 1. 中期計画を達成していない 2. 4年目終了時には達成が見込まれていたが、達成していない 3. 中期計画を達成しているか判断できない

(2) 留意事項

「法人の特徴」に記述した以下の計画については、それぞれ対応する記号を付してください。

- ・【★】：「個性の伸長に向けた取組」と関連を有する中期計画
- ・【◆】：「戦略性が高く意欲的な目標・計画」に係る取組
- ・変更：「4年目終了時評価から変更等のあった目標・計画」に係る取組

＜中期計画＞

中期計画 ○-○-○-○	★ ◆	~~~~~ 変更の場合は、「変更」と記載してください。 新設の場合は、「新設」と記載してください。	
中期目標期間終了時 自己判定	【3】中期計画を実施し、 優れた実績を上げている	4年目終了時 判定結果	【2】中期計画を実施し ている

○2020、2021年度における実績

実施予定	実施状況
(A) ~~~~~	~~~~~。(別添資料~~~~~)

4年目終了時評価結果より転記してください

4年目終了時評価における達成状況報告書より転記してください
 ※新設の中期計画の場合、「実施予定」は「該当なし」と記載してください

左記の「実施予定」に対し、4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した場合のみ、具体的な「実施状況」を記述してください

4 中期目標（小項目）の分析

(1) 中期目標（小項目）ごとの達成状況の分析

国立大学法人等は、小項目の下に定められている中期計画の「実施状況」を踏まえ、当該小項目の達成状況が4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した場合のみ、特記事項を記述してください。

具体的には、小項目に照らして、想定よりも進展があった場合は、中期計画ごとの「2020、2021年度における実績」における実施状況の中から以下の考え方を参考にして、小項目ごとに「優れた点」、「特色ある点」を記述することができます。これに対して、想定よりも遅れがあった場合は、「達成できなかった点」を記述してください。

※ 記述に当たっては、該当する中期計画番号を明記してください。

【優れた点】

優れた成果を出した取組であると判断されるものや、取組の結果、教育研究の質の向上が第2期中期目標期間終了時点から比べて目覚ましい状況にあると判断されるものなどが考えられます。

【特色ある点】

国立大学法人等の多様な役割に配慮し、それぞれの個性を踏まえたユニークな取組であると判断されるものや、結果的に十分な成果は出ていなくても、先進的な取組や戦略性が高い目標・計画に係る取組であると判断されるものが考えられます。

【達成できなかった点】

自己評価する過程で明らかになった、中期目標期間終了時に達成できなかった理由や課題等が考えられます。

1 教育に関する目標	
(1) 1-1 教育内容及び教育の成果等に関する目標	
4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断する取組は、以下のとおりである。	
小項目 1-1-1	~~~~~。
《特記事項》	
○優れた点	
①	~~~~~。(中期計画○-○-○-○)
○特色ある点	
①	
○達成できなかった点	
①	

(2) 中期目標（小項目）ごとの達成状況の判定

達成状況報告書では、国立大学法人等には小項目ごとの達成状況の判定は求めません。

機構が行う達成状況評価においては、4年目終了時評価と同様、当該国立大学法人等の特徴及び個性の伸長に向けた取組等を捉えた上で、中期計画の実施状況の分析・判定を踏まえ、小項目ごとの達成状況について、以下の区分により判定（5段階）を行います。

なお、特記事項として抽出された「優れた点」及び「特色ある点」については、小項目の判定において「特筆すべき実績」又は「優れた実績」と認められるかどうか、また「達成できなかった点」については、小項目の判定において「改善を要する点」と認められるかどうかを判断する要素とします。

【参考】小項目の段階判定の区分表

判定を示す記述	判断する考え方	判断の基準
<p>中期目標を達成し、特筆すべき実績を上げている （【5】判定）</p>	<p>取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を達成し、かつ、特筆すべき実績を上げていると判断される場合</p>	<p>○中期計画の判定がすべて「中期計画を実施している」以上であり、かつ、中期計画の実施により、小項目を達成している場合</p> <p>その上で、次の2点を満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目安として平均値が2.5以上 ・特筆すべき実績が認められる場合 <p>※「特筆すべき実績」とは、「優れた点」や「特色ある点」を要素とし、以下の観点から総合的に判断</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 教育研究の特筆すべき質の向上 ② 個性の伸長への特筆すべき寄与
<p>中期目標を達成し、優れた実績を上げている （【4】判定）</p>	<p>取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を達成し、かつ、優れた実績を上げていると判断される場合</p>	<p>○中期計画の判定がすべて「中期計画を実施している」以上であり、かつ、中期計画の実施により、小項目を達している場合</p> <p>その上で、次の2点を満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目安として平均値が2.5以上 ・優れた実績が認められる場合 <p>※「優れた実績」とは、「優れた点」や「特色ある点」を要素とし、以下の観点から総合的に判断</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 教育研究の大きな質の向上 ② 個性の伸長への大きな寄与
<p>中期目標を達成している （【3】判定）</p>	<p>取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を達成していると判断される場合</p>	<p>○中期計画の判定がすべて「中期計画を実施している」以上であり、かつ、中期計画の実施により、小項目を達成している場合</p>
<p>中期目標を十分に達成しているとはいえない （【2】判定）</p>	<p>取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を十分に達成しているとはいえないと判断される場合</p>	<p>○小項目の判定「中期目標を達成している」の「判断の基準」に該当しない場合で、次の2点を総合的に判断する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目安として平均値が2.0未満 ・中期計画の実施により、小項目を十分には達成していない場合 <p>※小項目の判定「中期目標を達成していない」の「判断の基準」に該当するものを除く</p>
<p>中期目標を達成していない （【1】判定）</p>	<p>取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を達成していないと判断される場合</p>	<p>○小項目の判定「中期目標を達成している」の「判断の基準」に該当しない場合で、次の2点を総合的に判断する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目安として平均値が1.5未満 ・中期計画の実施により、小項目を達成していない場合

【参考】中期目標（中項目、大項目）

達成状況報告書では、国立大学法人等には中項目、大項目ごとの達成状況の分析・判定は求めません。

機構が行う達成状況評価においては、まず中期計画の実施状況の分析・判定を行い、その上で小項目ごとの達成状況の分析・判定を行います。さらに、小項目の判定結果を順次積み上げて最終的に大項目の判定結果を導き出します。

なお、4年目終了時評価では、大項目「教育に関する目標」及び「研究に関する目標」において、それぞれの中項目判定の平均値に現況分析の「教育」又は「研究」の判定結果を基に算出した値を加算・減算しました。

中期目標期間終了時評価においては、達成状況評価における中期目標の段階判定を行うに当たり、4年目終了時評価で実施した現況分析の判定結果を基に算出した同じ値を加算・減算します。

【参考】中項目の段階判定の区分表（大項目と共通）

判定を示す記述	判断する考え方	判断の基準
中期目標を上回る顕著な成果が得られている （【5】判定）	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を上回る顕著な成果が得られていると判断される場合	○平均値が 4.2 以上にある場合
中期目標を上回る成果が得られている （【4】判定）	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を上回る成果が得られていると判断される場合	○平均値が 3.5 以上 4.2 未満にある場合
中期目標を達成している （【3】判定）	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標を達成していると判断される場合	○平均値が 3.0 以上 3.5 未満にある場合
中期目標をおおむね達成している （【2】判定）	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標をおおむね達成していると判断される場合	○平均値が 2.0 以上 3.0 未満にある場合
中期目標の達成状況が不十分である （【1】判定）	取組や活動、成果の内容からみて、中期目標の達成状況が不十分であると判断される場合	○平均値が 2.0 未満にある場合
中期目標を達成しておらず重大な改善事項がある	重大な改善が望まれる事項がある場合であって、評価委員会が特に認めた場合	○評価委員会が次のいずれかに該当するものと判断する場合 1. 達成状況が極めて不十分である 2. 重大な法令違反がある 3. その他特段の理由がある

5 「改善を要する点」の改善状況の記述

中期目標の達成状況に関する評価結果（4年目終了時評価）において「改善を要する点」として指摘があった点については、4年目終了時評価結果から転記してください。また、指摘内容に対する改善状況を記述してください。

Ⅲ. 「改善を要する点」の改善状況

改善を要する点	改善状況
~~~~~ ~~~。(中期計画〇-〇-〇-〇) ※4年目終了時評価結果の転記	~~~~~。

## 6 定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧

定量的な指標を含む中期計画の全てについて、「4年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化」の有無を判断する参考として、当該指標の「目標値」及び年度別の達成状況（実績値）を一覧表に記載してください。なお、「戦略性が高く意欲的な目標・計画」に係る指標については、「◆」を付してください。

(別紙)

定量的な指標を含む中期計画の達成状況一覧

中期計画番号	定量的な指標	目標値	達成状況（実績値）						戦略性・意欲的
			H28	H29	H30	R1	R2	R3	
〇-〇-〇-〇	~~~~~を●%にする。	●%							◆

## 7 達成状況報告書の様式と記述に当たっての留意事項

### (1) 様式

達成状況報告書の様式は、以下のとおりです。なお、達成状況報告書の様式ファイルは、機構のウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp>) に、MS-Word 版を用意してあります。

- ① 達成状況報告書はA 4 縦長・横書きとします。
- ② 原則として、日本語は明朝体で全角、英字は明朝体で半角、一桁の数字は明朝体で全角、二桁以上の数字は明朝体で半角を使用してください。
- ③ 表紙には、作成年月、法人名を明記してください。
- ④ 目次は、掲載する中期目標の順に通し番号を付けてください。また、頁番号は、本文のA 4 縦中央下に付けてください。
- ⑤ 本文は、指定様式を変更せずに、明朝体 10.5 ポイントで作成してください。また、「4 年目終了時評価結果からの顕著な変化」及び「『改善を要する点』の改善状況」の頁には、用紙の右上に大学等名に以下を加え、記入してください。
  - ・ 教育に関する目標の場合は「教育」
  - ・ 研究に関する目標の場合は「研究」
  - ・ 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標の場合は「社会連携・社会貢献、地域」
  - ・ 共同利用・共同研究に関する目標の場合は「共同利用・共同研究」
  - ・ 社会との連携及び社会貢献に関する目標の場合は「社会連携・社会貢献」
  - ・ その他の目標の場合は「その他」
  - ・ 「改善を要する点」の改善状況の場合は「改善状況」

### (2) 記述に当たっての留意事項

#### ① 頁数の上限について

4 年目終了時評価結果を変えうるような顕著な変化があったと判断した小項目及び中期計画については、それぞれ1 頁を目安としてください。なお、表紙、目次、法人の特徴、改善を要する点の改善状況については頁数の上限は設けません。

#### ② 本文の記述について

資料・データに基づき、本文の記述のみで理解できるように記載してください。ただし、必要に応じて本文に図表等を用いて示しても構いません。

#### ③ 根拠となる資料・データについて

- i) 本文の根拠として資料・データを使用する場合には、別添としてください。
- ii) 別添の資料・データは、資料番号、名称を定め、1 つの資料・データごとに電子ファイルを作成してください。なお、ウェブサイトに掲載されているものを資料・データとする場合には、該当ページを電子ファイルにして根拠資料としてください。
- iii) 資料・データには、その名称や出典、年度を明記してください。
- iv) 資料・データには、必ず番号を付し、本文中で参照を促す際には、資料・データ番号を示してください。また、必要な部分のみを抜粋した上で掲載し、枠囲いをするなどの工夫をし、参照すべき箇所がどこかを明確にしてください。
- v) 別添の資料・データについては、一覧表を作成してください。
- vi) 達成状況報告書及び別添の資料・データは、原則として公開します。公表された著作物等を根拠資料とするときには著作権に配慮してください。ただし、公表にふさわしくないものには、その旨を一覧表の備考欄に記載してください。
- vii) 大学ポートレートによるデータ分析集・入力データ集、又は認証評価の評価結果等を根拠となる資料・データとしてそのまま活用する場合には、本文に当該箇所を注記すれば、コピー等を添付する必要はありません。
- viii) 資料・データには、大学や学部・研究科等で作成した自己点検・評価報告書や外部評価報告書の該当部分も活用できます。

## 第3章 提出方法

### 1 提出締切

令和4年6月30日（木）必着

### 2 提出方法

- (1) 実績報告書（達成状況報告書の表紙、目次、本文、別紙（定量的な指標を含む中期計画の達成状況）及び別添の資料・データ（一覧表を含む））は、電子媒体で提出してください。
- (2) 別添の資料・データ（一覧表を含む）、電子媒体での提出方法等については、2022年1月頃に改めてお知らせします。

### 3 その他

提出された書類に資料・データ等の不足・不備がある場合には、追加提出を求めることがあります。

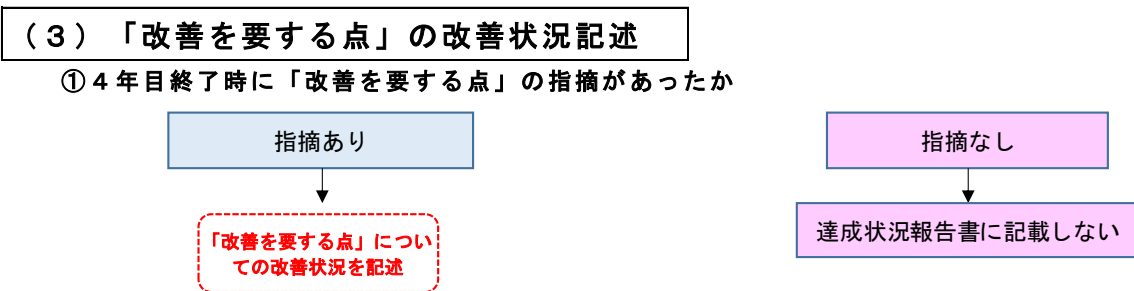
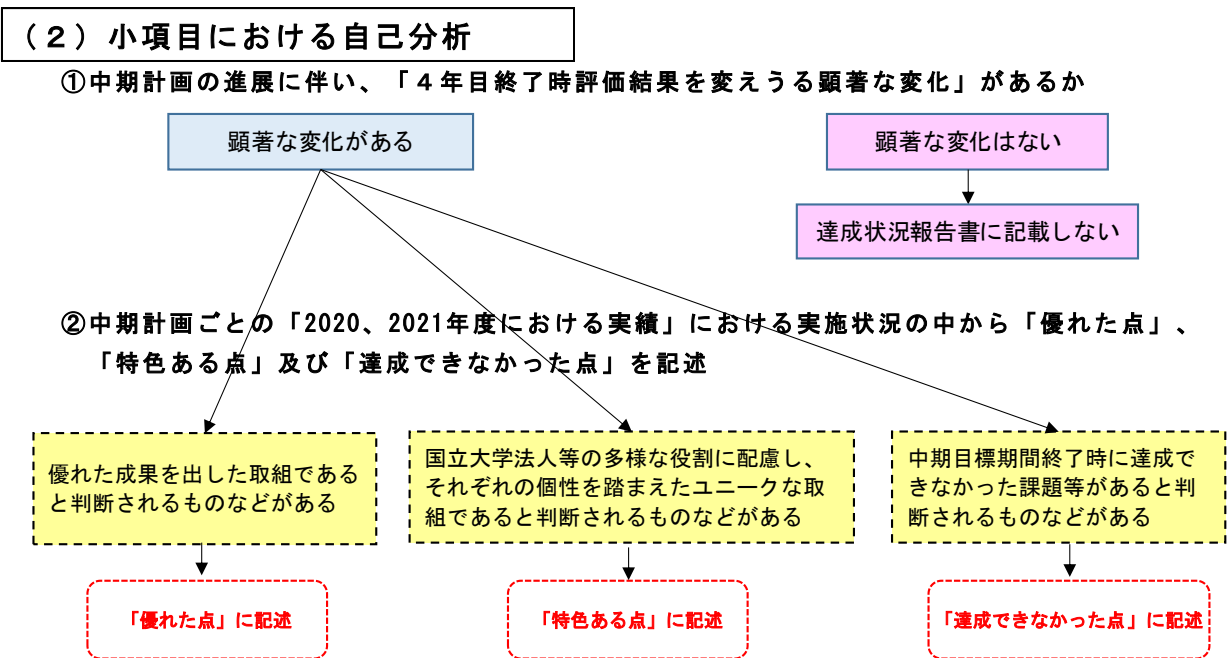
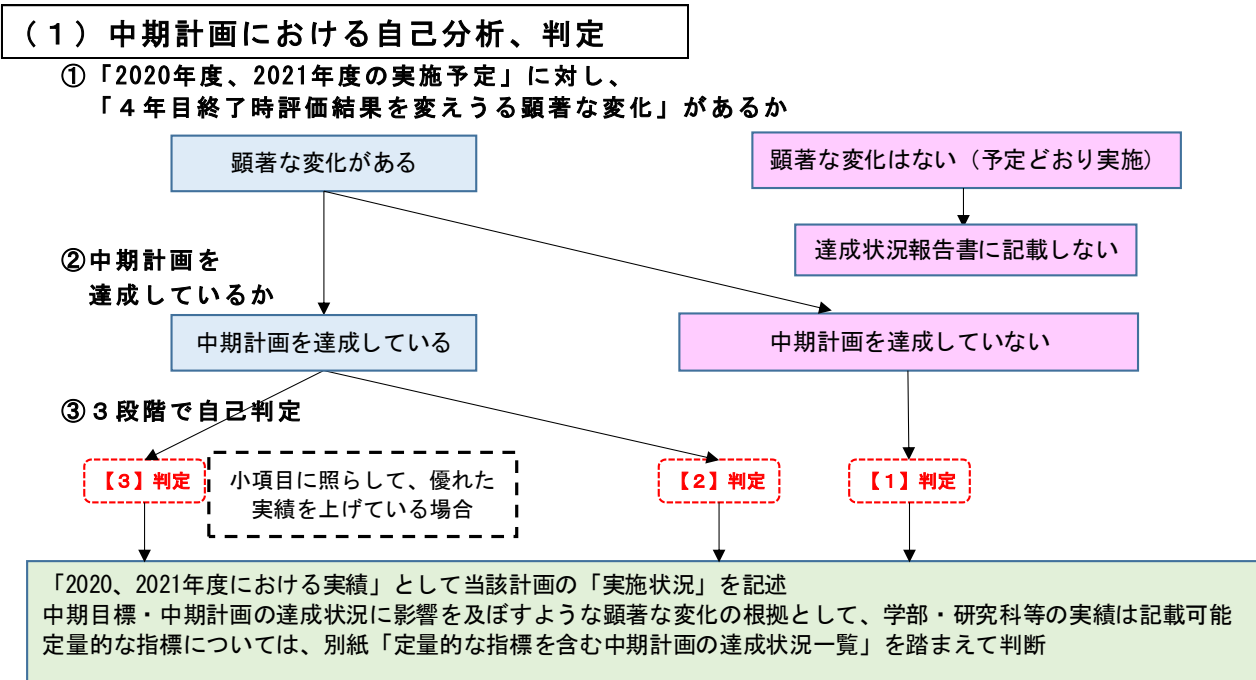


第3期中期目標期間終了時の評価スケジュール

		2022年						2023年					
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
中期目標の達成状況評価		提出期限											
		評価資料準備											
		評価作業											
		法人への問い合わせ											
		第1回達成状況判定会議											
		会議資料準備											
		法人へのヒアリングの実施											
		ヒアリング実施有無の決定 ヒアリング資料準備											
		評価作業											
		第2回達成状況判定会議											
		会議資料準備											
		国立大学教育研究評価委員会											
		意見申立て											
国立大学教育研究評価委員会													
意見申立審査会													
国立大学教育研究評価委員会													
文部科学省国立大学法人評価委員会へ評価結果を提供													

評価委員会が必要と認める場合のみ実施

達成状況報告書の作成フロー



## 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の法人番号一覧

法人番号	法人名	法人番号	法人名	法人番号	法人名
01	北海道大学	32	一橋大学	63	島根大学
02	北海道教育大学	33	横浜国立大学	64	岡山大学
03	室蘭工業大学	34	新潟大学	65	広島大学
04	小樽商科大学	35	長岡技術科学大学	66	山口大学
05	帯広畜産大学	36	上越教育大学	67	徳島大学
06	旭川医科大学	37	富山大学	68	鳴門教育大学
07	北見工業大学	38	金沢大学	69	香川大学
08	弘前大学	39	福井大学	70	愛媛大学
09	岩手大学	40	山梨大学	71	高知大学
10	東北大学	41	信州大学	72	福岡教育大学
11	宮城教育大学	42	岐阜大学	73	九州大学
12	秋田大学	43	静岡大学	74	九州工業大学
13	山形大学	44	浜松医科大学	75	佐賀大学
14	福島大学	45	名古屋大学	76	長崎大学
15	茨城大学	46	愛知教育大学	77	熊本大学
16	筑波大学	47	名古屋工業大学	78	大分大学
17	筑波技術大学	48	豊橋技術科学大学	79	宮崎大学
18	宇都宮大学	49	三重大学	80	鹿児島大学
19	群馬大学	50	滋賀大学	81	鹿屋体育大学
20	埼玉大学	51	滋賀医科大学	82	琉球大学
21	千葉大学	52	京都大学	83	政策研究大学院大学
22	東京大学	53	京都教育大学	84	総合研究大学院大学
23	東京医科歯科大学	54	京都工芸繊維大学	85	北陸先端科学技術大学院大学
24	東京外国語大学	55	大阪大学	86	奈良先端科学技術大学院大学
25	東京学芸大学	56	大阪教育大学	87	人間文化研究機構
26	東京農工大学	57	兵庫教育大学	88	自然科学研究機構
27	東京芸術大学	58	神戸大学	89	高エネルギー加速器研究機構
28	東京工業大学	59	奈良教育大学	90	情報・システム研究機構
29	東京海洋大学	60	奈良女子大学	91	東海国立大学機構
30	お茶の水女子大学	61	和歌山大学	(92)	北海道国立大学機構
31	電気通信大学	62	鳥取大学	(93)	奈良国立大学機構

独立行政法人  
大学改革支援・学位授与機構

〒187-8587  
東京都小平市学園西町1-29-1  
TEL/042-307-7908  
URL/<https://www.niad.ac.jp/>